

短期入所生活介護重要事項説明書

社会福祉法人西ノ島福祉会
養護老人ホーム みゆき荘

養護老人ホームみゆき荘短期入所生活介護

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(島根県指定 第 3272200134 号)

当事業所は利用者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 職員の配置状況	2
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
5. 苦情の受付について	7

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 西ノ島福祉会
(2) 法人所在地 島根県隠岐郡西ノ島町大字宇賀 697 番地
(3) 電話番号 08514-7-8116 代表者氏名 理事長 岡田 昌平
(4) 設立年月 昭和 58 年 8 月 19 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所・平成 12 年 4 月 1 日指定
島根県 第 3272200134 号
※当事業所は養護老人ホームに併設されています。
- (2) 事業所の目的 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができる援助を目的とする。
- (3) 事業所の名称 養護老人ホーム みゆき荘
(4) 事業所の所在地 島根県隠岐郡西ノ島町大字美田 3078 番地 19
(5) 電話番号 08514-6-0150

(6) 事業所長（管理者）氏名 道 下 和 義

(7) 当事業所の運営方針

社会福祉の精神に徹し、利用者個人の人権を尊重し職員相互の協調を図り、職員は熱意と愛情をもって利用者に接し、住みよい生活の場とする。

(8) 開設年月 平成 12 年 4 月 1 日

(9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休	
受付時間	毎週月～金	午前 9 時～午後 17 時

(10) 利用定員 4 人

(11) 通常の事業実施地域 西ノ島町

(12) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則として 2 人部屋ですが、個室など他の種類の居室の利用をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。(但し、利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)(※各事業所における居室の決定方法を説明)

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1 人部屋）	2 4 室	
2 人部屋	1 3 室	
2 人部屋	2 室	短期入所専用室
計	3 9 室	
食堂	1 室	
機能訓練室 日常動作訓練室 介護教育室	1 室	[主な設置機器] 平行棒、助木
浴室	2 室	特別浴室・一般浴室
医務室	1 室	

※上記は、厚生省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、契約者及び利用者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆居室の変更：契約者及び利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、契約者及び利用者との協議のうえ決定するものとします。

☆居室に関する特記事項（※トイレの場所（居室内、居室外）等）

3. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤		非常勤	嘱託	指定基準
	専従	兼務			
1. 施設長（管理者）		1名			1名
2. 介護職員	3名	20名	5名		2名
3. 生活相談員		2名			1名
4. 看護職員		3名			1名
5. 機能訓練指導員		3名			1名
6. 医師				2名	1名
7. 栄養士		1名			1名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。
（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、
1名（8時間×5日÷40時間＝1名）となります。

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 医師	毎週月曜日 13:30～15:30
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早1： 6:30～15:30 2名 日勤： 8:30～17:30 1名 遅番： 9:00～18:00 2名 遅2： 13:00～22:00 2名 夜勤： 21:45～翌日6:45 2名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日勤： 9:00～18:00 1名
4. 機能訓練指導員	介護計画で示した時間 看護職員兼務

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 (2) 利用料金の全額を利用者に負担いただく場合 |
|--|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）*

以下のサービスについては、利用料金の大部分（介護保険負担割合証に記載された割合）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

① 食事（但し、食材料費は別途いただきます。）

- ・当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝食：7：30～ 昼食：12：00～ 夕食：17：30～

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

② 排泄

- ・排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③ 機能訓練

- ・機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤送迎サービス

- ・契約者及び利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します

<サービス利用料金(1日あたり)> (契約書第7条参照)

下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額：介護保険負担割合証に記載された割合)をお支払い下さい。(サービスの利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります。)

<1割負担の場合>

1. 利用者の要介護度とサービス利用料金	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
	6,030 円	6,720 円	7,450 円	8,150 円	8,840 円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,427 円	6,048 円	6,705 円	7,335 円	7,956 円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	603 円	672 円	745 円	815 円	884 円
居室料	915 円 ※				
食事料	1,445 円 ※				
自己負担合計	2,963 円	3,032 円	3,105 円	3,175 円	3,244 円

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて負担額を変更します。

☆居室と食事にかかる費用について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

☆サービス提供体制加算Ⅰ（1日あたり） 自己負担額 22円

☆送迎加算(片道) 自己負担額 184円

☆緊急短期入所受入加算（対象者のみ） 自己負担額 90円

☆若年性認知症利用者受入加算（対象者のみ） 自己負担額 120円

☆利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、契約者及び利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆短期入所の利用限度日数を超える場合もサービス利用料金の全額をお支払いいただきます。

☆利用者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。（下記（2）①参照）

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

※尚、当施設は厚生労働省の定める一定の基準を満たしている為、保険適用額に介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）14.0%乗じたものを請求させていただきます。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第7条参照）*

以下のサービスは、利用料金の全額が契約者及び利用者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

① 食事の材料の提供（食材料費）

利用者に提供する食事の材料にかかる費用です。

☆ 当施設の滞在費・食費の負担額

世帯全員の課税状況等により滞在費と食費の負担が軽減されます。

対象者		区分	滞在費	食費
			多床室	
生活保護受給者		利用者負担 第1段階	0円 該当なし	300円
非課税世帯全員	高齢福祉年金受給者			0円
	年金収入等※80万円以下	利用者負担 第2段階	430円	600円
	年金収入等80万円超120万円以下	利用者負担 第3段階①	430円	1,000円
	年金収入等120万円超	利用者負担 第3段階②	430円	1,300円
上記以外の方		利用者負担 第4段階	契約により設定されます。所得の低い方に補足的な給付を行う場合に基準となる平均的な費用は次のとおりです	
			915円	1,445円

上記以外のサービス

②理髪・美容

[理髪サービス]

月に1回、理容師の出張による理髪サービスがありますのでご相談下さい。

利用料金：実費

②レクリエーション、クラブ活動

利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

③複写物の交付

契約者及び利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で契約者及び利用者負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

☆経済状況の著しい変化やその他、やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第 7 条参照)

○前記 (1)、(2) の料金・費用は、サービス利用終了時に、ご利用期間分の合計金額をお支払い下さい。

○利用者は、当月請求額を翌月 20 日に島根県農業協同組合及び漁業協同組合 JF しまねのご指定の口座 (口座がない場合には新規に開設していただきます。) より振替にて支払いいただきます。

(金融機関が休業日の場合には、前営業日となります。)

(4) 利用の中止、変更、追加 (契約書第 8 条参照)

○利用予定期間の前に、利用者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の 10% (自己負担相当額)

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

○利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 苦情の受付について (契約書第 21 条参照) *

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 (担当者)

[職名] 生活相談課長 平 木 亘

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

8:30～17:30

6. 事故等に関する体制*

(1) サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応

損害賠償責任保険の加入状況	あり	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応	あり	西ノ島福祉会全体で対応
事故対応及びその予防のための指針	あり	

7. 第三者による評価の実施状況*

第三者による評価の実施状況	なし
---------------	----

上記を証するため、本書2通を作成し、契約者・利用者、説明者が記名捺印のうえ各一通を保有するものとします。

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定短期入所生活介護

説明者職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。

契約者住所 〒

氏名

印

利用者住所 〒

氏名

印

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 準耐火構造 地上2階、
- (2) 建物の延べ床面積 2462.10㎡ 敷地面積 5838.83㎡
- (3) 事業所の周辺環境*

(騒音、日当たり等) 西ノ島の中心に位置し、目の前には青い海が広がり、近くには小学校、保育所等もあり、地域の人々との交流も盛んに行われている。幹線道路も近くにあるため、交通の便も良い。

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員…利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

相談主任…利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

1名の生活指導員を配置しています。

看護職員…主に利用者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

1名の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員…利用者の機能訓練を担当します。

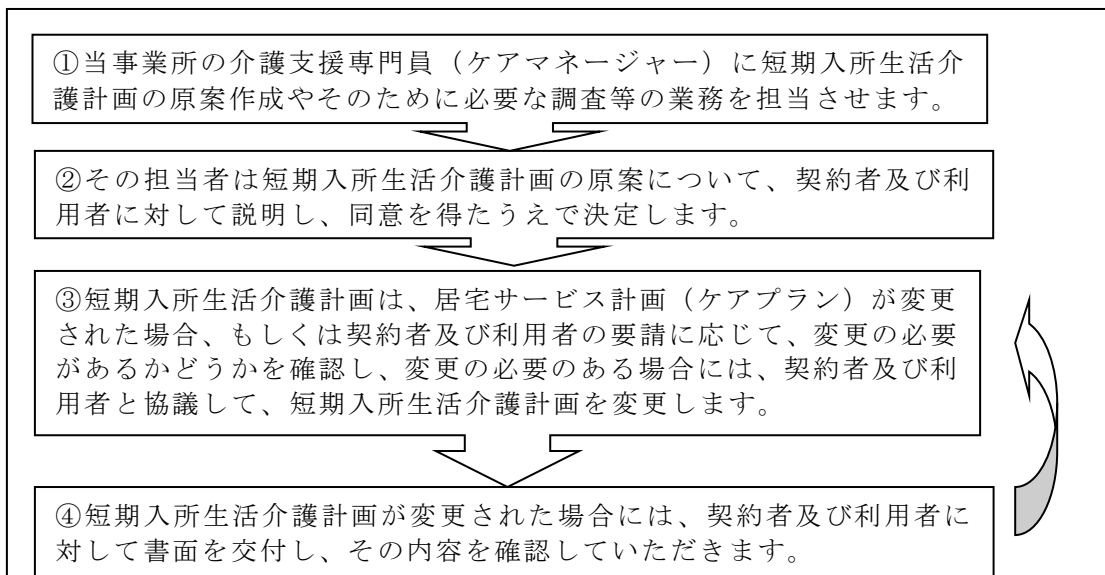
1名の機能訓練指導員を配置しています。(看護職員が兼務)

医師…利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

1名の医師を配置しています。

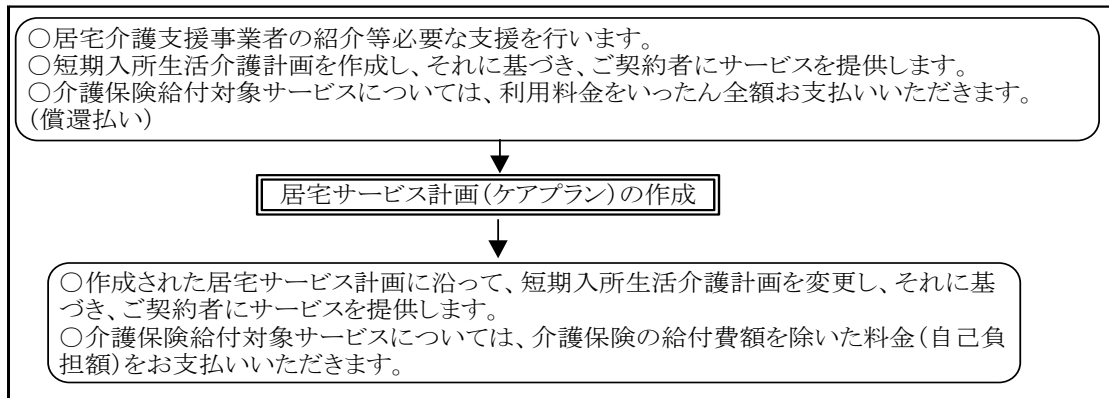
3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) 利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。(契約書第3条参照)

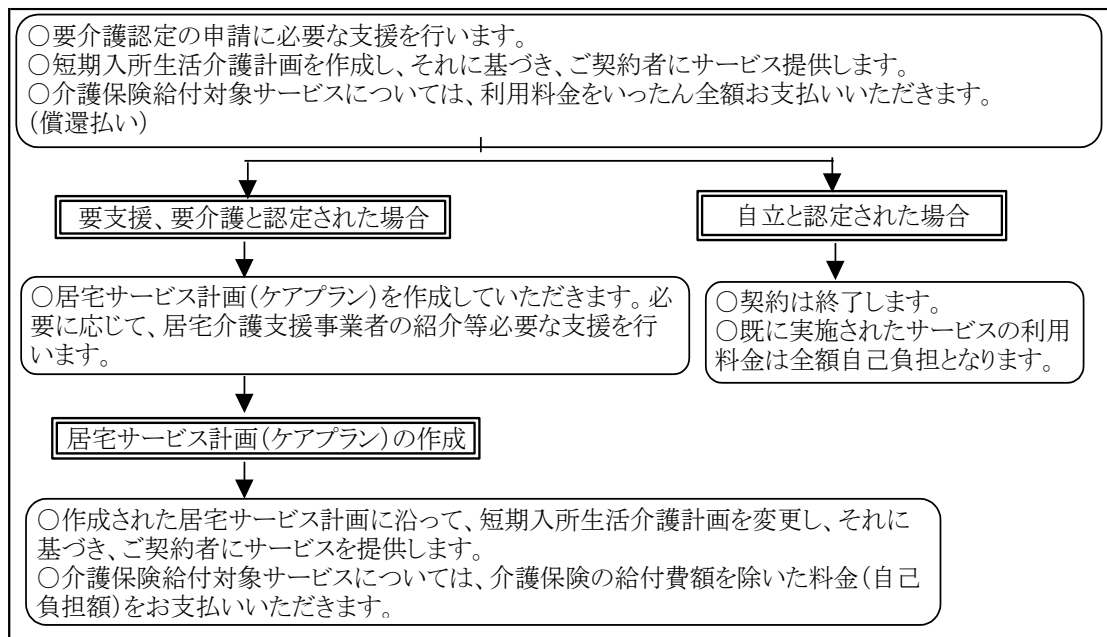


(2) 利用者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供までの流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第 10 条、第 11 条参照）

当事業所では、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① 利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② 利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、契約者及び利用者から聴取、確認します。
- ③ 利用者へ提供したサービスについて記録を作成し、2 年間保管するとともに、契約者及び利用者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ 利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、契約者及び利用者の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ 利用者へのサービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その

他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。

⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た契約者及び利用者に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)

ただし、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。

また、利用者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、契約者及び利用者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限*

利用にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

一般的及び施設の判断において危険と判断されるもの

(2) 施設・設備の使用上の注意(契約書第12条参照)

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、契約者及び利用者により自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(3) 喫煙

事業所内、禁煙とする。

(4) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、契約者及び利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

①協力医療機関

医療機関の名称	隠岐広域連合立島前病院
所在地	島根県隠岐郡西ノ島町大字美田 2071 番地 1
診療科	内科、外科、眼科、整形外科

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	にしのしま歯科
所在地	島根県隠岐郡西ノ島町大字浦郷 544-15

6. 損害賠償について（契約書第 13 条、第 14 条参照）

当事業所において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 2 日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第 16 条参照）

- ①利用者が死亡した場合
- ②要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥契約者及び利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）契約者及び利用者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 17 条、第 18 条参照）

契約の有効期間であっても、契約者及び利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 2 日前（※最大 7 日）までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②利用者が入院された場合
- ③利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑧ 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出 (契約書第 19 条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① 契約者及び利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 契約者及び利用者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 契約者及び利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助 (契約書第 16 条参照)

契約が終了する場合には、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。